## なりたエコニュース

### スプレー缶などの処理 必ず中身を空にして

スプレー缶やカセットボンベなどをごみとして出す場合、中にガスが残っていると、収集・選別作業の際に発火や爆発する恐れがあり大変危険です。必ず中身を空にしてから出してください。

処分するときは、風通しの良い屋外で、引火する物がないか周囲を確認し、数回に分けて中身を抜いてください。中身が空になったら、プラスチック製のキャップや噴射部のボタンはプラスチック製容器包装として白色の指定袋に入れ、金属製の部分は金物・陶磁器・ガラス類として黄色の指定袋に入れて出してください。

**※くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。**

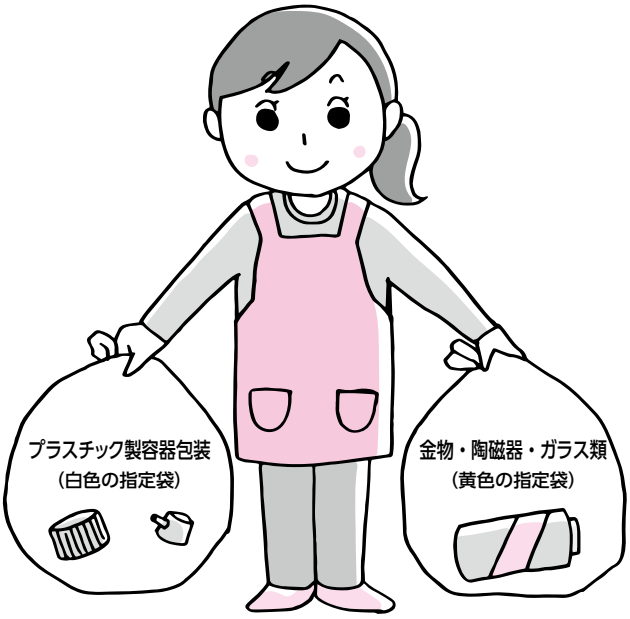


## 消費生活相談Q&A

### 一方的に送り付けられた商品は 直ちに処分可能に

**Q** 宅配便で魚などの生鮮食品が届いたので、子どもが送ってくれたものだと思い、送り主を確認せずに食べてしまいました。子どもにお礼の電話をしたところ、送っていないと言われたので、家族にも確認しましたが誰も頼んでいませんでした。翌日、商品を送付した業者から代金の請求がありました。注文はしていませんが、すでに食べてしまった場合、代金は支払わなければならないのでしょうか。

**A** これまでは、注文や契約をしていないにもかかわらず、一方的に送り付けられた商品は、送付があった日から起算して14日が経過するまでは処分することができませんでした。

しかし、7月に特定商取引法が改正され、一方的に送り付けられた商品については、消費者が直ちに処分することができるようになりました。

今回のケースのように食べてしまった場合でも、代金を支払う必要はありません。また、誤って代金を支払ってしまったとしても、返還の請求をすることができます。対応に困ったら、消費生活センターに相談しましょう。
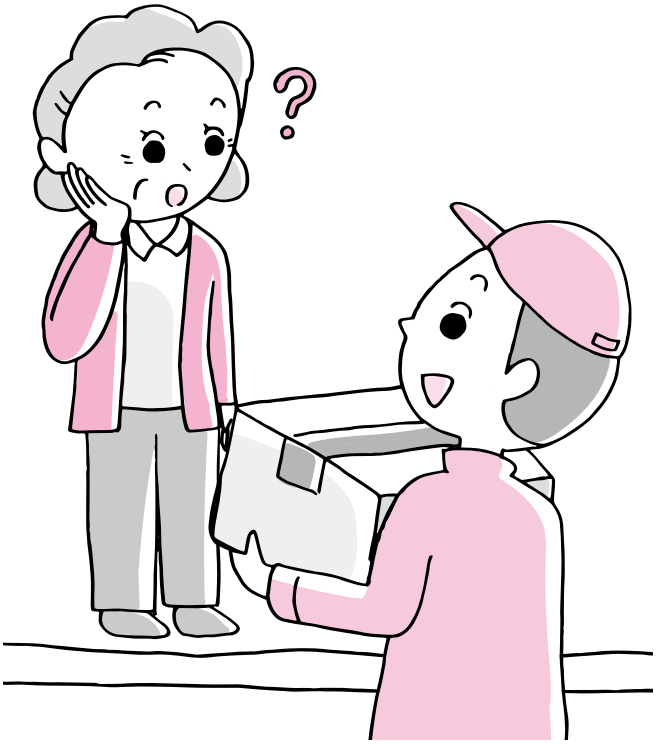
**※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。**